

母子家庭等の自立支援策

概要

母子家庭の自立支援策の概要

平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へ転換し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済支援策」の4本柱により施策を推進。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- 親の疾病等の場合における子育て短期支援事業の実施
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- 準備講習付き職業訓練の実施

養育費の確保

- 養育費支払努力義務の法定化
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- 法律相談事業の実施

経済的支援

- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実
- 児童扶養手当の支給

母子家庭等の福祉対策の概要

所得保障	児童扶養手当の支給	生別母子世帯等 (詳細資料参照)	受給者 955,844人 18年度末 対象児童 1,480,655人 18年度末	自立のための施策	自立促進事業	公共的施設内の売店等の優先設置 製造たばこの小売販売の優先許可	設置数 1,390件 *3 許可数 1,624件 *3	
		母子年金	受給者 2,272件 *2		住宅対策	公営住宅の母子世帯向け特別配慮		
		遺族基礎年金	受給者 119,894件 *2		生活指導等	①母子生活支援施設 ②母子福祉センター ③母子休養ホーム ④母子自立支援員の設置 ⑤母子家庭等日常生活支援事業 ⑥保育対策(保育所への優先入所)	設置数 285か所 *1 設置数 71か所 *4 設置数 9か所 *4 相談員数 1,385人 *1 派遣件数 6,921件 *1	
		遺族年金 (配偶者及び子に対するもの)	受給者 3,622,651人 *2					
		母子福祉資金の貸付	母子(寡婦)世帯に対する低利または無利子の資金貸付		貸付件数 53,752件 *1	税制上の措置	母子世帯等に対する所得控除 利子非課税制度	寡婦控除、寡夫控除 所得税、住民税
		寡婦福祉資金の貸付			貸付件数 1,580件 *1			

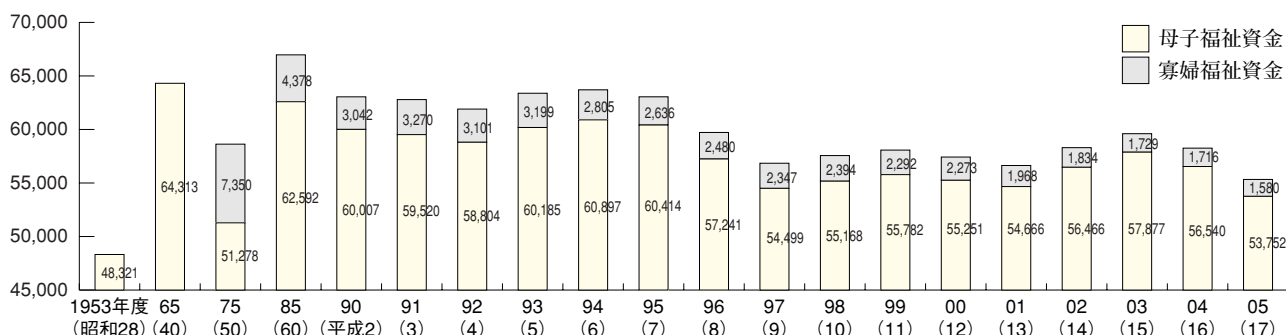
資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ。
(注) *1 17年度末、*2 13年度末、*3 11年度末、*4 17年10月

詳細データ① 児童扶養手当

目的	離婚等により父がいない母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること
受給者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童(※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者)を監護養育している母等
手当額(月額)	児童1人の場合 41,720円 児童2人の場合 46,720円 3人以上児童1人の加算額 3,000円
所得制限	受給者の前年の年収130万円未満(2人世帯) 130万円以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円から31,870円まで10円きざみで支給停止 なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収610万円未満(6人世帯)
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う(ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う)。
支給状況(平成18年度末)	受給者数 955,844人 支給理由別内訳 離婚 842,351人 死別 9,256人 未婚の母子 73,658人 父障害 2,662人 遺棄 4,944人 その他 22,973人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ。

詳細データ② 母子寡婦福祉資金貸付件数の推移



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ。